



ふくしま被害者支援センター設立10周年記念式典

11月25日(土)桜の聖母短期大学マリアンホールにおいて開催しました。

平成19年に設立した当センターは今年10周年を迎えるました。平成21年には、適正に被害者支援を行える団体として、福島県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として認定され、以降、犯罪被害者支援に尽力しています。



第一部 設立10周年記念式典

県内唯一の民間被害者支援団体として設立し多年にわたって犯罪被害に遭われた方々への支援に尽力した功労として県警察本部長より犯罪被害者支援功労団体として表彰されました。

また、「命の大切さを学ぶ授業」作文コンクール表彰が行われました。

第二部 基調講演

1996年9月、当大学生だったご子息を海外で犯罪被害により亡くされた全国被害者支援ネットワーク理事長平井紀夫氏から「犯罪被害者とその支援～私の体験～」と題して講演をしていただきました。

第三部 支援マーチング

今年で結成30周年目を迎える野田小学校マーチングバンドクラブによるマーチングが行われました。

目 次

設立 10 周年記念式典	2	感謝状贈呈	9
基調講演	4	街頭活動	9
支援マーチング	8		

第一部 設立10周年記念式典

設立10周年記念理事長挨拶

公益社団法人 ふくしま被害者支援センター
理事長 生 島 浩

本日ここに、「公益社団法人ふくしま被害者支援センター」の設立10周年記念式典及び「支援の輪を広げるつどい2017」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本センターは、犯罪や理不尽な行為による交通事故の被害者や御遺族が受けける精神的影響、日常生活や刑事手続等への不安など、さまざまな問題に対して支援する社会的な取組の必要性が叫ばれる中、福島県警察をはじめ、多くの機関・団体の御協力を得まして、平成19年7月に、県内における唯一の民間被害者支援団体として発足いたしました。

その後、同年11月に社団法人化され、さらには、平成21年に、福島県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、事件事故発生の早期の段階において警察からの情報提供をいただくことにより、早期から被害者に寄り添った支援に当たることができるようになりました。

さらに、平成24年に公益社団法人に移行するとともに、更なる被害者支援の充実を図るため、平成25年に、福島県産婦人科医会、福島県警察本部と当センターの三者で、性暴力被害者支援に関する協定の締結による、三者連携型ワンストップ「SACRAふくしま」を発足するなど、被害者も加害者もない「安全で安心な社会作り」を究極の目標として活動を行って参りました。

また、この「SACRAふくしま」につきましては、本年9月に、「福島県」及び「福島県教育委員会」が事業主体に参画し、事業主体がこれまでの三者から五者になったことから、性暴力被害者に対するなお一層の支援活動の充実が図られるものと期待をしているところであります。

この10年間の活動状況を見てみると、相談件数、支援件数ともに右肩上がりの状況にあり、昨年度は、総支援件数が271件となっており、本年におきましても、10月末現在で、昨年の支援件数を上回る約300件の支援を行っているところであります。

このような取扱事案に対して、支援員の方々は、関係機関・団体などと連携しながら、被害者等の皆様方が一日でも早く元の生活に戻れることを目指して、日々諫々と支援業務を遂行して参りました。

これら被害者等に対する支援活動は私たち関係者だけでは行うことはできず、県民の皆様方の深い御理解や会員・寄付者の方々などによる財政支援、また、関係機関・団体等の御協力があったからであると心より感謝を申し上げます。

私たち、ふくしま被害者支援センターの役職員一同は、設立から10年という節目に際し、心新たに被害者への思いを深く胸に刻み、被害者支援の質をさらに向上させ、犯罪被害を受けた方々やその遺族の皆様方が一日でも早く平穀な日々を取り戻せることができるよう、今後なお一層の努力をしていくことをお誓いして、私の挨拶といたします。

ご祝辞をいただいた方々



福島県警察本部長
松本裕之 氏



福島県公安委員長
(代理 山本真一 氏)



福島県知事
(代理 生活環境部長 尾形淳一 氏)



福島県議会議長
(代理 副議長 柳沼純子 氏)



犯罪被害者支援功労団体表彰



ふくしま被害者支援センター設立功労職員表彰
伊藤正行氏(代理 伊藤祐子氏)



「命の大切さを学ぶ授業」作文コンクール表彰者

福島県警察本部長賞 中学生の部

南相馬市立鹿島中学校3年 鈴木愛梨沙さん

福島県警察本部長賞 高校生の部

福島県立保原高等学校1年 八巻 春香さん

教育長賞 中学生の部

南相馬市立鹿島中学校3年 紺野 達夢さん

教育長賞 高校生の部

福島県立郡山東高等学校1年 上野 寧々さん

ふくしま被害者支援センター理事長賞 中学生の部

いわき市立赤井中学校2年 砂子 亜弓さん

ふくしま被害者支援センター理事長賞 高校生の部

福島県立保原高等学校1年 八城 菜摘さん

「犯罪被害者とその支援～私の体験～」

全国被害者支援ネットワーク 理事長 平井 紀夫氏



こんにちは、全国被害者支援ネットワークの平井でございます。福島の皆様におかれましては、今回の東日本大震災に遭遇されまして、また、今もなお避難生活を送られているということもございます。心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

今日は、ふくしまの被害者支援センターの設立10周年という記念ある行事の中でのお話しでございますので、どこまで限りある時間でお話ができるかと不安もございますが、精一杯お話をさせていただきたいと存じます。今日のお話は、犯罪被害者とその支援、今もご紹介がございましたように、前段では、犯罪被害者の心情を、後段では日本の被害者支援のこれまでの経緯と現状を、これからどういうことをやっていくかとの話を含めてお話できればと思っております。

それは、1996年9月8日の日曜日の夕方6時半ころのことです。突然、北京大使館から自宅に電話が入ったわけであります。書記官から、「貴方の息子が北京のホテルで死んでいる」、「首を切られている」、「財布がない」。したがって、「明日北京に来て貰いたい」、「死体を解剖したいので同意を得たい」と手短に告げられました。

私は、全身が熱くなり、その場に座り込んでしまいました。息子は大学生で、大変一人旅が好きでございました。春休みの3月にはインドに一人で旅をして帰ってきたばかりでございます。親とすれば、春休みに旅行して、また、夏休みに旅行することについてはいろいろと話をしたわけですが、また、本人の決意も固く、息子は、8月16日に大阪の港から上海へと向かって船で出掛けて行ったわけであります。上海から中国の古い都、西安、日本で言えば京都か奈良など中国の古い町を見て北京に入るという旅で、その後、北京から敦煌に行くという計画がありましたので、まだ旅の途中の事故でした。

しばらくすると電話のベルが鳴り出しました。マスコミからの電話でありました。少し経ちますと、インターホーンが鳴り出しました。近くのマスコミの取材で午前2時頃まで続きました。後から聞きますと、午前2時というのは朝刊の縮め切り時間でございます。あとから、私と妻は北京に参りましたけれど、留守を守った娘のメモには、ベルがなると「ドキッ」とすると、もういつもベルが鳴っているようなというメモがございました。

今は、マスコミの皆さんのが自主規制がなされ、こういった

ことはないわけですが、当時は、そんな状況でございました。翌朝5時半に自宅を出ようといたしますと、玄関の前にはテレビのカメラがあったわけであります。関西空港に着きますと、空港のチェックインカウンターにもテレビのカメラでございます。さすが、ラウンジではそういうことはなかったのですが、搭乗時間が来ますと、ラウンジを出て飛行機に乗るまでテレビのカメラでございました。北京空港に着きました、国内に入る手続きを済ませますと、空港の出口にもテレビのカメラがあったわけであります。帰りも同様でございます。関西空港に着きましたとテレビのカメラ、自宅に着きましたと取材の皆さん、本当に混乱する中でのこういった出来事でございます。

少し話を戻しますけれども、翌朝、家を出て丁度昼過ぎ北京に到着いたしました。荷物をホテルに入れまして、早速遺体の確認でございます。北京の西側に大きな墓地がございました。その一角に死体の安置所がございまして、そこで確認をしたわけであります。確認後、直ちに、公安、日本でいいと警察でしょうか。公安の事情聴取が約2時間ございました。息子の経歴であるとか、あるいは中国に来た動機でありますとか、あるいはその予定でありますとか、そういうことを聞かれたわけであります。それはそれとして当日は終わりまして、翌日は、遺品の確認ということでございました。午前中掛かって、日本であれば警視庁になると思うわけでありますが、公安の一室で息子のホテルに残っていた荷物の一つ、一つを確認するということでございました。

私が北京に参りました用向きはそれで終わりでございます。しかしながら、どうしてもホテルが見たい、ホテルの部屋が見たいと申し上げました。関係者の皆さんにはご迷惑をお掛けしましたが、午後許されましてホテルに参りました。1時間ほど部屋で待っていますと、公安の方が来られて案内をいただきました。「この部屋です。」しかし、中に入ることは許されず、部屋の前で見ることでした。見るとすれば鍵穴ということでしたが、中が見えるわけではございませんでした。部屋だけ確認して帰るといったことでした。そういうふうしていると、体調を壊していたということがわかり、調べていただきますと、そのクリニックもわかり、早速電話を入れますと、ちょうど診察した医師がおり、「おいで下さい」とのことですので、夕方クリニックに参りました。そこで、息子の北京での様子を聞くことが出来たわけです。

翌日、遺体を連れて帰りたいと思ったのですが、海外でのこのような事故の場合、なかなかそうは容易には参りません。北京大使館からは、日程は言えないということでございました。翌日は、ホテルでじっと待つ、しかし、そうはなかなかいかない。もう一度遺体を見たいと申し入れをしました。午後には許され、同じ死体安置所で再会することができたわけであります。

翌日、ようやく帰ることが許されました、午後の便で、夕刻に「関西空港」に帰ってきたわけでございます。次の日は「通夜」そして、「告別式」と、ちょうど1週間でございました。

この間の私の状況を少しお話したいと思います。冒頭に全身が熱くなると申し上げましたが、北京のホテルでも、また、帰って参りましても、当然日中は、いろいろなお話をし、いろいろな用事がございますので感じませんが、しかし、北京のホテルで家族だけになったり、家に帰っても家族だけになった時は、同じく全身が熱くなる、当然のことながら眠れない、ということでございます。おそらく何時間かは眠っていたと思うのですが、自分の自覚症状としては、眠れたという感じはないわけあります。当然のことながら、この1週間食事はどうしたのか、全く記憶がございません。私も企業に勤めておりましたので、北京の事務所の方々も気を遣ってくれまして、最初の日と、2日目と仲間達何人かが食事を一緒にしてくれました。この時には、全く普段どおり皆さんと会話して食事をしているわけです。ですが、妻と二人で夕食ということになりますと、食べられない、それどころではない、ということでございます。また、記憶が定かでないわけでございます。

おそらく、皆様方も、今朝、朝何時頃起きて食事をされて、午前中こういうことをして、今、この席にいるといった、たいてい時系列にその日の出来事を記憶しているものでございます。しかしながら、この1週間はそういうことはほとんどございません。たとえば、当然のことながら、北京大使館から電話があつて、親戚、あるいは会社の上司に電話をしているわけですが、誰に電話をしたかということは覚えているわけですが、その内容は全く記憶にありません。おそらく北京大使館から言われたことを伝えていると思うのですが、また、当然、息子はもう死んでしまっているという前提で、翌日、北京に向かうわけですが、自宅を出る時までは、まだ生きていると、こう思って行くわけあります。「関西空港」で新聞を見ますと、各紙に息子の事件のことが大きく出ておりました。そこで初めて我に返って、これは間違いないと、そして、会社の部下にも、ようやく電話を入れたわけあります。

また、自責の念でございます。いろいろ話し合いの結果、本人の強い希望で行ったわけありますが、まだ大学生でありますから、最終的に、私が、許可をしなければ、おそらく行っていないだろうと思います。なぜ行かせたのか、まして、このように、妻や娘に大変辛い思いをさせているわけでございます。そういった自責の念が当時は続いたところでございます。

犯罪被害者は、私の場合で申し上げますと、家から一歩も出ることが出来ないのであります。一歩出て、出会った人が、全ての人が自分を凝視していると思うわけあります。私のような被害者の方に何人かお聞きしましたけれど、皆さん同じであります。一歩出られない、家から外に出られないわけであります。

ようやく毎日の生活をしているわけですから、妻が買い物に出かけました。当然、ご近所の方に出会うわけあります。ある方から「お元気ですね」と言われたようあります。今から考えますと、心配していましたけど、こうして元気な姿を見られて良かったですねとおしゃっていただいたと思うであります。あるいは、心配していましたけれど、こうしてお目にかかるて、どうか頑張って下さいという励ましの言葉であったと思います。しかし、妻にしてみれば、元気な筈がないであります。必死で外に出て、買い物に出かけた。その姿が第三者から見れば、全く変わらない、元気な姿なんだ。大変なショックを受けたわけでございます。

私自身も10日あまりして会社に出勤をいたしました。どうしても私が出ねばならない会議がありましたので、出たわけでございます。会社の周りの皆さんは本当に気を遣ってくださったのですが、しかし、少し経ちますと「頑張って下さいね」と言われたわけであります。これまた先程の「お元気ですね」と同じような意味合いだと思うのですが、しかし、私にして見れば頑張ったからこそ会社に出て来られたのであります。どういうことかと、大変なショックを当時受けたわけであります。今から考えてみれば、励ましの言葉だったと理解できるわけですが、当時としてはすごいショックを受けました。犯罪被害者に、何気ない一言が二次被害になるとよくお聞きになると思いますが、一つの例として覚えていただければありがたいと思います。

犯罪被害者は、犯罪に遭いますと、加害者から、今まで積み上げてきた人生を一方的に方向転換させられるわけでございます。そして、なおかつ、毎日、毎日を方向変換させられた人生を歩んで行かなければならぬわけでございます。私の最初の歩みは、お墓参りでした。長男でございますので、私と妻がいなくなった時、誰が墓を守るのかということもございましたが、最終的に家族と話し合い墓を建てました。これも、本当に不思議なことがございました。

まだ私は50代半ばでございますので、自分の墓を建てるには少し早いわけでありますが、将来どこが良いかということで、息子と墓を探しに行つたことがございます。ちょうど、新しい墓の分譲地がございまして、一緒に廻ると見晴らしの良い、景色の良いところがありました。ここだったら良いなということで、その時は終わったわけであります。もう何年も経っておりますが、あの時のお墓を見に行こうということで、家族で見に行つたわけでございます。もう何年も経っているので、大方のお墓は売却が済んでおりました。ところが、角地なのに、その場所だけポツンと空いていたのです。迷わずそこに墓を建てました。

そして、10年間、毎週通いました。今はもう21年になりますので、月に1度か2度ですが、10年間は、毎週、土曜か、日曜日にお墓に行きました。最初は、1週間の報告と言いますが、「こういうことをやつたよ」、「こういうことを考えたよ」といったことを報告しておりましたが、毎週、毎週お墓参りしておりますと答えが返ってくるような気がして参りました。おそらく、20数年、一緒に生活をしていましたので、こう言ったら、こう返事が来るだろうと予測が付くからだと思います。段々と会話をしている気持ちになるわけであります。もうしばらくしますと、別にお墓でなくとも。何かと問いかけると、答えが返ってくるような気持ちになると言いますか、思いになるわけであります。したがって、確かに姿は見えませんが、息子とともに生きる人生であると、こう思い直したわけでございます。

今日は、時間の関係もございますので、あまり詳しく申し上げることはできませんが、例えば、被害者支援に関わり出したということ、あるいは、私は、民間の企業で42年勤めていたので、被害者支援のことが分かっているわけではありません。その人間が、全国の理事長を引き受けたということも、そういったところから、今ここに立っているということでございます。

もう一つは、北京に行くことでございます。先程申し上げましたとおり、部屋の中が見られませんでした。どうしても、翌年の9月7日15時、これは死亡時刻でございます。電話は8日でありますが、前日の15時に死亡したと、北京の公安からの返事でしたので、翌年の9月7日の15時には入ると、し

かし、ホテル側にとっては大変迷惑な話でございます。いろいろ外務省を通じて話を聞いてくださいて、最終的に出発少し前に来て下さいということでございましたので、9月7日参りました。本当にホテルの人は、心配していると思います。厳重なガードの元で部屋に入ると、何人のホテルの人がおられました。我々としては、部屋の中に入れていただきお参り出来れば充分ありました。

翌年も参りました。遺品を返すので、外務省が受け取ってお送りしますかということでありましたが、どうしても、その事情が聞きたいということで、北京にも参りました。北京の裁判所で書記官から経過の説明を受け、遺品を受け取ったわけあります。

5年目も参りました。これで一区切りと思っていたわけでありますが、10年目も参りました。その時は、このホテルは、北京オリンピックで建て替えられたのか、この部屋はありませんということでした。確かに、いろいろ伺うと大きなビルとなっており、その部屋はありませんでした。昨年20年ということで行く計画を立てたのですが、結果として行けなかつたということでございます。

また、そういう間に大変助けになることもございました。それは、当然、その事件の直後は親戚の方々、自宅に、あるいは墓参りにと、日を空けずにいろいろと激励といいますか、慰めといいますかおいでいただきました。また、会社の人達には、北京での先程申し上げた行動は、私達だけでは出来るものではございません。

北京の仲間達がいろいろな手助けをしてくれましたし、帰ってきても、通夜、告別式、これも会社の友人達の大きな手助けがあったからこそできたわけでございます。しかし、その中でも、息子の友達でございます。1年目は40名位がお墓のお参りと自宅に来ていただきました。翌年は10数名、3年目は10名位ということありますが、21年間途絶えることなく9月の日曜日には来ていただいております。昨年は20年目ということでございましたので、約30人の方が集まつていただきました。それは、いろいろなお話があるわけであります。私というより、妻や娘にとりましては、自分たちが考えている息子、弟の姿と違う姿を彼らが話してくれるからであります。あまりリーダーシップをとる方であるとは思っていなかったのですが、以外にそういう面があつたり、あるいは、家族のことを本当に思つていてくれているということが分かつたり、非常に彼らの言葉が私達の手助けになったわけであります。

私が、それから始めたことが二つあります。

一つは、ゴミ拾いです。息子は「淡路・阪神大震災」の時に、大学生でしたが、土・日曜日に被災者の方々のお手伝いに出掛けました。福祉事務所のお手伝いをしておりました。そういう気持の持ち主がありました。共に生きると、何が出来るのか、しかし、私の場合、企業で特別の技術があるわけでもありませんし、いろいろと家族で相談して、日曜日に小一時間、近所のゴミ拾いをすると決めました。月1回、小一時間、約21年続けて参りました。

もう一つは、この被害者支援活動でございます。限られた時間でございますので、少ししかお話ができませんが、犯罪被害者は、本当にこれまでとは全く異なる人生、しかし、歩んで行かなければなりません。そして、そのためには、周りの方々の手助けが本当に大きな力になるということをご理解賜ればと思います。

後半の犯罪被害者支援についてお話を申し上げます。

犯罪被害者支援について申し上げます。私達の被害者支援

活動は、1992年、ですから今から約25年前東京で始まったわけであります。これは、東京医科歯科大学の精神科医の山上教授が、長男を交通事故で亡くされた方の、「犯罪被害者は、声を上げられない、じっと我慢するしかないのです。経済的なことを求めているのではないのです。精神的に立ち直る専門家が必要です。どうぞ助けて下さい」との声に応えて、自らの研究室で「犯罪被害者相談室」を始められた。これが、日本における犯罪被害者支援の始まりであります。重要なことは、犯罪被害者の声から私たちの支援活動が始まったということです。

これは、私自身も、このことを肝に命じて活動しているところであります。全国の犯罪被害者支援センターの皆さんに申し上げることであります。そういう活動であるということでございます。そして、二番目に水戸、今の茨城被害者援助センター、北海道、石川、大阪、広島、和歌山そして愛知の全国8箇所の支援センターができました時に、1998年に「全国被害者支援ネットワーク」という全国組織ができたわけでございます。

アメリカ、ヨーロッパでは、1970年代半ばに出来ております。日本は約20年遅れてスタートしたということであります。そして、2010年に全国48、北海道は2カ所の被害者支援センターが活動することになっているというのが今の現状であります。

他方、1996年と言いますから、東京の相談室ができ、全国ネットワークが出来たちょうどその頃、警察においては、「被害者対策要綱」というものが出来されました。これは、被害者は、加害者を罰する証拠と言いますか、証言といいますか、そういう役割であります。したがって、最初に被害者と対される警察において、被害者に人権ありと、被害者の人権を尊重して事情聴取をするということを基本に、非常に細かなマニュアルをお決めになって、全国都道府県に「犯罪被害者対策室」というものをお作りになって、警察を上げて犯罪被害者のために取り組まれたのが、1996年でございます。

それから、2000年に法律が改正されました。被害者が裁判で意見を言うことが出来る「意見陳述権」とか、あるいは証言をする時に、加害者の顔を見つける出來ないという場合に、「ビデオリンク」という方法とか、「遮へい板」という、加害者と被害者の間を遮つてそして、証言する、被害者の人権を認めた法律改正が2000年でございます。

そして、2004年の小泉政権に「犯罪被害者等基本法」が制定され、ここで初めて被害者の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利がある。被害者は、被害に遭った直後から回復するまで、途絶えることなく支援を受けられるという基本法が出来たわけです。翌年には「基本計画」が出されました。これは、基本法を受け、国を挙げて被害者の精神的、経済的及び肉体的な面、あるいは、司法、刑事訴訟に係る国選弁護人の選任など様々な面、あるいは、我々の支援に対する応援、また、国民の理解とともに被害者支援を進めるという広報活動など、約200項目を掲げ、国の全省庁、地方自治体を上げて、被害者支援に取り組む、これが2006年ですから、日本では、まだ10年ばかりですが、しかしこの10年で前に進んで参りました。

先程、10周年の式典でご挨拶を申し上げたところですが、私達は、当面の目標として、全国どこに被害者がおられても、いつでも、24時間、365日、被害者の声に応えられる支援をしていくことを目指すこととしております。最初の全国どこにいてもということは、全国47都道府県全てに開設している被害者支援センターが、都道府県公安委員会から、施設、相談員などの一定の要件が充足されているとして「犯罪被害者等早期援助団体」に指定を受けているところであります。この指定を受

けるということは、市民の皆さんから見れば、安心して相談していただけるという組織であります。それが、平成27年に全国47都道府県に体制が出来たところであります。しかしながら、拠点となる施設は、北海道は、札幌と旭川の2カ所、この福島も広い県土に1カ所、鹿児島県は離島が多いのに拠点は1カ所であるなど、まだまだ不十分であるところから、今後、拠点をどう拡充するのか、拠点はできないものの、「支援車」を活用した移動面接を拡充するなど、いずれにしても、被害者に近いところで、我々が対応出来る体制を築いていく必要があると考えております。

次に、24時間、365日についてですが、当福島センターにおける支援時間も10時から16時です。全国支援件数は約2万5千件で、そのうち49パーセントが性被害の支援であります。性被害の被害者の過半が未成年であります。被害者は、平日の10時から16時の間は、学校に行っているか、働いているかです。やはり夜間、休日の相談できるということはどうしても必要であります、全国の支援センターの財政的、その他の体制から、そこまで拡大することは困難であります。

そこで、私ども全国被害者支援ネットワークが、365日、7時30分から22時まで、土、日曜日、祝日も全国統一電話番号で相談を受けることといたしました。福島の方が、この統一電話番号に掛けますと、福島センターが開設時には福島センターに掛かりますが、閉まっている時は全国被害者支援ネットワークが受けるという仕組みを、来年の4月から運用をスタートすべく準備中であります。しかし、仕組みが出来たといってそれで充分なのか、このようなことを考えますと、なかなかそうはいかない、よほど我々ネットワークの組織と全国各支援センターの組織が連携を密にし、円滑に運用できなければかえって二次被害を起こしかねない。したがって、そういうことを踏まえながら、全国の支援センターと相談するとともに、特に、首都圏のセンターのご協力をいただきながら準備を進めているところであります。

そして、その相談員の方々は、全国で1700名でございます。これが多いのか、少ないのか、日本の警察に届けられる、犯罪件数、認知件数は110万件、交通事故約50万件、合計すると160万件の犯罪と事故が日本で起こっているわけです。認知件数の多くは窃盗ということであります、160万件の中の2万5千件が全国の支援センターでの支援件数であります。イギリスが支援しているのは130万件であります。ですから、我々が支援している件数が年々増えてきておりますが、まだまだ不十分であると思っておりますし、そういう体制を拡大する努力をしていかなければならないと思っております。また、1700名の方々、本当に今、福島のセンターの方々もそうですが、手一杯の活動をしていただいております。それは先程申し上げた「犯罪被害者等基本計画」が出来まして、そういう意味では日本の犯罪被害者を手助けする施策が非常に進んで参りました。当然ながら、被害者が助けを求める場は多くなってきてるわけであります。特に、今、我々直接的支援と申し上げておりますが、裁判への付き添う支援が年間約7800件あります。

犯罪被害者は、誰も犯罪被害者になるとは考えていないわけであります。ですから、自分が裁判所に行って、被害者として裁判所においてどのような役割を果たすことになるのか、こういったことを多くの方はご存じないわけでありますので、私どもの支援員、相談員の方々がそういう説明を行っているわけです。これは、警察、検察、裁判所においてもそうです。あるいは、地方自治体、これは、い

ろんな面、福祉の面でも犯罪被害者を手助けしていただく、どういう仕組みがあるのか、そういうことは被害者の多くは知らないわけであります。当然、地方自治体も窓口があつて努力をしていただいておりますが、我々の方でそういう手助けをしていく必要がございます。その人員が全国で1700名であり、今、手一杯であります。イギリスでは1万5千人と聞いております。そういう状況の中で我々はここまでやってきたわけであります。

次に、被害者の声に応えられる活動、被害者は、一人一人歩んできた人生が異なっており、同じ被害であっても、被害の内容は異なるわけであります。私の場合でも、私と妻と娘とでは被害の内容が異なるわけであります。その一人一人異なる被害に対しまして、私どもの支援員、相談員の皆様方が寄り添つて手助けをするということであります。大変困難な活動であります。このようなことができるのかということであります。しかし、長期的に取り組んでいかなければならないと思っております。ネットワークでは、「10年ビジョン」というものを作りまして、この問題で申し上げれば、今進めているのはリーダーの育成であります。

今、全国的に被害者支援を指導している方を、ネットワークでは13名認定いたしまして、その方々が、各支援センターの人材の育成であるとか、全国的な研修の企画・立案、あるいは福島でそういう講座が開かれる時に要請があれば、そのコーディネーターの方が指導して、リーダーの育成を進めています。次に、全国の各センターで一人のリーダーを育成するということを2年前から始めました。この福島のセンターからも参加いただいておりますが、東京にお集まりいただき、全国の被害者支援活動の共有化を図っているところであります。少し時間も掛かりますので、なかなか進みませんが、目には見えませんが、まずはリーダーの育成に努めていきたいと思っております。

最後になりますけど、犯罪被害者は、誰でも自分が被害に遭うとは思っておりません。しかしながら、突然、犯罪被害に遭い、これまでと違う道を歩まねばならないわけであります。私の場合は海外でありますが、国内であれば警察、検察、裁判所、地方自治体、弁護士、あるいは医療機関等の多くの機関と接していくなければならないわけであります。そして、自分の毎日、毎日の生活をしていかなければならぬわけであります。したがって、そこには関係者の皆さんのみならず、多くの皆様の手助けが大きな力になるということでございます。この被害者支援センターも、そういう関係者を繋ぐ役割であります。

被害直後から、早期援助団体としての認定を受け、被害者本人の同意がありますと、警察から我々に情報の提供がなされ、そこから支援が始まるわけであります。5年経とうが、10年経とうが、裁判が終わろうが、被害者から求められれば、20年経っても、30年経っても継続して支援していくのが被害者支援センターでございます。この福島センターでも知識と経験を積まれた支援員、相談員がおられ、そして相談される皆様方の秘密を守ることができる組織でございます。是非このことを念頭におかれまして、福島センターに対するご理解をいただきますとともに、こういったフォーラムにもおいでいただき、また、福島センターでは様々な催しも行っておりますのでご参加いただき、もし可能であれば会員になっていただければありがたいと思っております。

時間となりましたので、これで私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

第三部 支援マーチング

犯罪の被害に遭われた方々が少しでも前に進めるように支援マーチングが行われました。

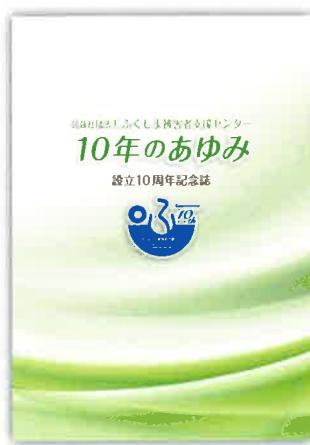


福島市立野田小学校マーチングバンドクラブ

ホールには、被害者の生きた証、遺された家族の思いを等身大人形パネルにしたメッセンジャーを展示し、当センターの活動を理解していただくためにポスターを掲示しました。



設立10周年
記念誌発行



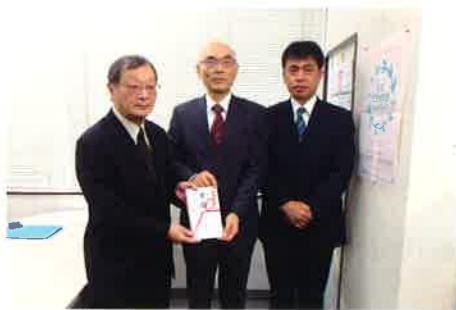
ふくしま被害者支援センター ～被害者支援活動員を支えてくださる皆様～

皆様からのお心温まる善意に感謝を申し上げます。

感謝状の贈呈

「犯罪被害者等の支援活動に役立ててほしい。」旨の趣旨で、多額及び永年に渡り寄付を頂いた

- ・福島県民共済生活協同組合 様
 - ・斎藤運輸工業株式会社 様
- に感謝状を贈呈しました。



福島県民共済生活協同組合



斎藤運輸工業株式会社

街頭広報活動

「犯罪被害者週間」にあわせて11月27日～12月1日の間、会津若松・郡山・福島において街頭広報募金活動を行い犯罪被害者支援の必要性や重要性、センター利用の促進と途切れぬ支援活動への積極的な参加を呼びかけました。



会津若松



郡山



福島

犯罪被害者を支援する寄付型自動販売機の設置に協力を!

当センターでは、被害者支援活動の充実をはかるため、活動資金確保の一環として事業主様のご協力により清涼飲料水を販売する被害者支援(寄付型)自動販売機を平成29年11月末現在74台設置されております。

被害者支援(寄付型)自動販売機を設置していただいている事業所

～ご協力ありがとうございます～ (平成29年11月末現在) (順不同・敬称略)

伊達物産(株) (伊達市)	(有)勿来新聞サービス (いわき市)	つばめ・ザ・ビーム相馬店 (相馬市)
(株)福島銀行 (福島市)	国際アート&デザイン専門学校 (郡山市)	国際ビジネス公務員大学校 (郡山市)
森本建設(株) (棚倉町)	特別養護老人ホーム宮川荘 (会津美里町)	総合葬祭株あおき (白河市)
盛英自動車(株) (いわき市)	(株)倉島商店 (福島市)	アルファクラブさがみ典礼 (会津若松市)
社会福祉法人容雅会 特別養護老人 ホーム サニーポート小名浜 (いわき市)	ニチイケアセンター東中央 (福島市)	庄司建設工業(株) (南相馬市)
斎藤運輸工業(株) (川俣町)	関場建設(株) (南相馬市)	日本製紙(株)勿来工場 (いわき市)
猪苗代生コン(株) (猪苗代町)	東信建設工業(株) (猪苗代町)	医療法人 佐原病院 (喜多方市)
大成建設(株)福島復興総合事務所 (福島市)	福島空港運輸株 (須賀川市)	(株)ホンシュウ本社工場 (鏡石町)
(株)ホンシュウ天栄工場 (天栄村)	(株)ホンシュウ長沼工場 (長沼町)	道の駅 南相馬 (株)野馬追の里 (南相馬市)
エリエールプロダクト(株) (いわき市)	(株)アセラ (猪苗代町)	セントラルMEGASTAGE1000 南相馬ジャスモール店 (南相馬市)
相馬港湾運送(株) (相馬市)	オリエンタル白石(株)靈山広前 橋外部工事 (伊達市)	医療法人 敬仁会 なかのクリニック (伊達市)
福島県トラック協会県中支部 (郡山市)	富久山自動車学校 (郡山市)	医療法人 慈繁会 七つ池クリニック (郡山市)
日東グラスファイバー工業 (郡山市)	福島県トラック協会会津支部 (会津若松市)	齋藤 恵子 (福島市)
本宮自動車学校 (本宮市)	(有)奥羽陸運 (郡山市)	(株)吉俣工務店 (福島市)
株小林 (川俣町)	小林渡利給油所 (福島市)	セルフポイント蓬莱SS (福島市)
エコショップこばやし (福島市)	(有)ティーエス観光 (川俣町)	平中央自動車学校 (いわき市)
会津若松卸団地協同組合 (会津若松市)		

～被害者支援自動販売機の設置協力企業～

- ・(株)伊藤園
- ・キリンビバレッジ
- ・コカ・コーラライーストジャパン(株)
- ・サントリー・ビバレッジサービス(株)
- ・(株)サン・ベンディング東北
- ・(株)サン・ベンディング相双
- ・(株)サン・ベンディング福島
- ・(株)ジャパンビバレッジ東京
- ・(株)ジャパンビバレッジH・D
- ・仙台コカ・コーラボトリング(株)
- ・ダイドードリンコ
- ・福島ヤクルト販売(株)

電話
支援受付時間
相談受付時間

犯罪や事故の被害に関する相談

024-533-9600

(相談受付時間)

月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く。)
午前10時から午後4時まで。

SACRAふくしま(性暴力等被害相談)

023-533-3940

(相談受付時間)

月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く。)
午前10時から午後4時まで。
但し月・水・金曜日は午後8時まで。

相談無料
秘密厳守

